

奈良県王寺町 マイ・タイムライン作成講習会を開催しました。

奈良県王寺町マイ・タイムライン作成講習会の概要

日時: 令和4年7月3日(日)11:00～12:00
場所: 奈良県王寺町 リーベル王寺8階集会所
内容: 逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成のポイントの理解
対象: 浸水想定区域内における自治会長(10名)



<講習会対象自治会>

マイ・タイムラインとは

○マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういったタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

講習会の目的

○大和川流域におけるマイ・タイムラインの作成促進を図るため、水害危険性が高い王寺町における作成講習会を通して、マイ・タイムライン作成における課題把握、効果的な展開方法を検討することを目的とします。

講習会の様子



<開会の挨拶(王寺町)>



<講習会の目的説明(国交省)>



<自治会長による挨拶>



<地域の水害危険性の確認>



<マイ・タイムラインの作成>



<マイ・タイムライン動画>

<講習会資料>

参加者からの意見

- 本講習会を受けて、地域住民と一緒に作成する必要があると感じた。
- 「逃げキッド」は良い資料であり全町民に渡したいと考えているので、対応を考えてほしい。
- 講習会を開催しても興味ある限られた住民しか来ないため、地域への展開方法を工夫してほしい。
- 川の防災情報のどこを見て、どのように判断・行動すればよいか詳しく教えてほしい。
- 今後、地域住民と相談し、講習会開催をお願いする場合は支援をお願いしたい。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課
〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号 TEL 072-971-1381

大阪府藤井寺市 マイ・タイムライン作成講習会を開催しました。

藤井寺市マイ・タイムライン作成講習会の概要

日時: 令和4年11月6日(日)14:00～15:00 内容: 逃げキッドを活用したマイ・タイムライン作成のポイント理解
場所: 藤井寺市市役所 3階会議室 対象: 岡田市長、自治会員等(26名)

マイ・タイムラインとは

○マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

講習会の目的

○大和川流域におけるマイ・タイムラインの作成促進を図るため、藤井寺市における8自治会の会員にお集まりいただき講習会を行いました。今後、各自治会でワークショップ等より詳しく実施する地区を募って、マイ・タイムラインの理解を深め、住民自ら作成し適切な避難が出来る支援をすることを目的とします。

講習会の様子



<市の取り組み説明(岡田市長)>



<講習会の目的説明(国交省)>



<マイ・タイムラインの説明>



<参加者による検討の様子>



<LINEアプリの説明(藤井寺市)>



<マイ・タイムライン動画>

<講習会資料>

参加者の様子

- 自宅の浸水深や浸水継続時間をハザードマップから調べ、参加者同士で地域の水害危険性を確認していただきました。
- 警戒レベル3(高齢者等避難)、警戒レベル4(避難指示)が発令されるタイミングを知り、『逃げキッド』を活用しながら、参加者全員がマイ・タイムラインを作成することができました。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課

〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号 TEL 072-971-1381

大阪府八尾市 要配慮者利用施設に係る避難訓練の講習会を開催しました。

要配慮者利用施設の避難訓練の講習会の概要

日時: 令和4年12月8日(木)10:00～11:00 内容: 避難確保計画に基づく避難訓練実施のポイント理解
 場所: 八尾市市役所 西館401号室 対象: 特別養護老人ホーム施設長(15名)、八尾市職員(6名)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の義務化

- 平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施が義務づけられました。
- 令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村への訓練結果の報告が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村が管理者等に対して助言・勧告する支援制度が創設されました。

講習会の目的

○大和川流域における要配慮者利用施設の避難訓練の促進を図るため、八尾市における特別養護老人ホームの施設長を対象とした講習会をととして、避難訓練実施に向けての支援を目的とします。

避難訓練のポイント

- 水害時における避難訓練は、【STEP I】職員だけで実施できる①情報収集・情報伝達訓練、②避難経路等の確認訓練、③設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練を実施
- 次に、【STEP II】職員と施設利用者等による移動を伴う訓練である④立退き避難訓練、⑤屋内安全確保訓練について、施設状況に併せて実施(職員が利用者の代役となる工夫も有効)
- 最後に、【STEP III】職員だけで議論する訓練⑥図上訓練による振り返りを実施

STEP I: 職員だけで実施できる訓練 ①情報収集・情報伝達訓練 避難のタイミングの確認 (1) 防災気象情報の入手 ※市町ホームページの確認 ※防災メールの登録 (2) 管理者等への報告 (3) 関係者との情報共有 など ②避難経路等の確認訓練 (1) 避難先や避難経路の安全性確認 (2) 移動時間の確認 ③設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練 ①避難に必要なエレベーターや階段、スロープ、階段昇降機の点検やストレッチャーや担架等の確認 ②食糧等の備蓄品、持ち出し品の数量等を確認		STEP II: 職員と施設利用者等による移動を伴う訓練 ④立退き避難訓練 (1) 避難先候補の選定、調整 (2) 移動経路・移動手段の決定 (3) 避難開始の館内放送 (4) 利用者の状況確認、保護者等への連絡 (5) 施設内の移動、車両等への乗り込み (6) 避難先への移動(移動時の支援) (7) 避難先における利用者の支援 など ⑤屋内安全確保訓練 (1) 避難先(避難スペース確保) (2) 避難開始の館内放送 (3) 利用者の状況確認、保護者等への連絡 (4) 施設内の移動 (5) 利用者の支援 など
STEP III: 職員だけで議論する訓練 ⑥図上訓練(振り返り) (1) イメージ訓練 夜間等における利用者の安全を確保するために必要な行動を整理 (2) タイムラインの作成 イメージ訓練の結果を時系列の行動計画として整理		

講習会の様子



<施設代表の挨拶>



<大和川流域の概要、大和川水位による警戒レベル相当の説明(国交省)>



<要配慮者利用施設の訓練概要の説明(委託会社)>



<講習会会場の様子>



参加者からの質問

【質問】施設では子育て中の母親の職員もおり、施設利用者の避難も重要だが、学校の子供の避難もあり両方を考慮する必要がある。組織毎で縦割りになっているのではないかと不安である。

【回答】河川管理者でも、組織の中のタイムラインをまず作るが、横のつながりも考えていかないといけない。現在、大和川流域タイムラインを作っていますが、まず、自分たちがどういう行動をするのかまとめないと話を進められない。横のつながりに広げていくためにも、自分たちの施設の中の行動をまず決めてもらうことが重要。



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 調査課

〒582-0009 大阪府柏原市大正2丁目10番8号 TEL 072-971-1381